

第一表 たばこ消費税の推移

年度(決算額)	税 額	前 年 比
昭和52年度	88,078,280円	—
昭和53年度	89,150,930	101
昭和54年度	92,340,350	104



日本専売公社

たばこは  
市内で買いましょう

第二表 昭和54年度たばこ消費税調(抜粋)

55.3.31 現在

市町村名	消費本数	前年比	消費税額	前年比	人口1人当り	
					本	税 額
山梨県計	千本 2,129,639	102	千円 2,655,848	104	本 2,660	円 3,317
都 留 市	74,045	102	92,340	104	2,256	2,813
甲 府 市	630,888	102	786,775	104	3,185	3,972
富士吉田市	165,590	109	206,506	110	3,105	4,024
大 月 市	82,954	101	103,451	103	2,318	2,891
塩 山 市	76,422	101	95,305	102	2,853	3,558
山 梨 市	69,640	105	86,848	107	2,259	2,817
韭 崎 市	65,823	98	82,088	100	2,400	2,992
西 桂 町	9,538	107	11,895	108	2,401	2,994

市内のたばこ屋さんで買うと、二十本入り一箱分のたばこ消費税として、二十四円九十四銭余りを市へ納めたこととなります。たばこ消費税の過去三年間の推移は表一でみるように、まもなく年に一億円にもなるかとして、市の大きな財源となり、民生、

教育、土木事業などに利用されて、市民の生活環境を豊かにするために活用されています。また県内主要地の状況を見ますと表二のようになっていて、県平均一人当り税額三千三百円余りですが、都留市では二千八百円余りで五百円ばかりの差があります。これは他の市町村で買っていることになるのでしょうか。「たばこは市内のたばこ屋さんで」を合言葉に、皆さんのご協力をお願いします。

くらしの相談は  
—消費生活相談員—

住民のみなさんが、よりよい消費生活を営むことができるよう、みなさんのよき相談相手となつていただく消費生活相談員が県及び市から委嘱されています。

最近では、私達が受ける消費生活上の被害や苦情も衣・食・住の問題から訪問販売や割賦販売等の契約のトラブルなど広範囲にわたっています。

たとえ、一人が受けた小さな被害でもこれを解決することにより多くの被害を未然に防ぐことができ、商品の品質や販売法の改善にもつながります。

苦情や相談は気軽に消費生活相談員に申し出ましょう。県及び市消費生活相談員はつきの方々です。

- 県消費生活相談員  
城之内輝代 つる三丁目4-25  
田中美和子 つる三丁目9-7  
渡辺泰子 大幡一四九二  
関戸孝子 十日市場一〇一九  
長田清子 四日市場一〇〇五  
重森薬子 小野八一九  
市消費生活相談員  
藤江恵美子 田原一丁目13-12  
相川竹子 下谷三丁目3-11  
小俣秀子 中央一丁目7-17  
小野田清子 上谷一丁目3-9  
渡辺久子 中央二丁目4-10

**不用犬・猫の  
巡回収集**  
12月3日(水)

●猫は麻袋等へ入れて出してください。  
時間・場所は前回と同じです。

- 重森薬子 小野八一九  
小俣房枝 小野七七八  
小池まさ子 法能四一の一の三  
平井礼子 夏狩二〇五五  
渡辺久江 十日市場一五三一  
の二  
泰雅子 境六〇一  
飯島睦世 鹿留二一八四  
天野千代子 大幡一九〇六  
久保田美保子 中津森八六一  
長田弘子 金井一二六  
板倉トヨ 古川渡五五七  
板倉すま子 小形山二七一八  
渡辺敏恵 川茂一八一  
清水あや子 朝日馬場四二五  
藤井すみ子 朝日馬場二七七